

## 災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関する 横浜市と横浜在宅看護協議会との協定

横浜市（以下「甲」という。）と横浜在宅看護協議会（以下「乙」という。）は、災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関し、次のとおり、協定を締結する。

### （趣旨）

**第1条** この協定は、横浜市内における地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）の発生に際し、災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関する必要な事項を定めるものとする。

### （横浜市の要請）

**第2条** 甲は、災害時医療体制の充実強化に向け、必要があると認めたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定に関わらず、乙は、横浜市内に震度6弱以上の地震が発生し、多数の負傷者が発生している情報を知り得た場合には、甲の要請を待つことなく、乙の定める計画に基づき、活動を行うことができる。

### （要請事項に対する措置）

**第3条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項に対して可能な範囲で速やかに措置を執るとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （協力事項）

**第4条** 甲が実施する医療救護に対する乙の協力事項は以下のとおりとする。

(1) 災害時に、乙のサービス利用者に対して、優先度に基づいた巡回を実施し、市医療調整チームや各区の医療調整班等と情報の共有など必要な連携を図る。

(2) 乙のサービスを利用していない患者で、災害により医療を必要としている患者に対して、市医療調整チームや各区医療調整班等と連携を図り、必要な対応を図る。

(3) その他両者協議のうえ決定した事項

### （報告）

**第5条** 乙の会員は、前条に規定する協力事項を行ったときは、その状況を記録するとともに、終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

### （情報の提供）

**第6条** 乙は、第2条に基づき甲から協力の要請を受けたときは、災害の状況等、この協定を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

2 乙は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

3 甲は、乙が本協定に基づく活動を安全かつ迅速に行うために必要な範囲で、甲が保有・取得した個人情報を乙に提供する。

(補償等)

第7条 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、横浜市震災対策条例（平成10年2月横浜市条例第1号）第36条第1項の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲は、この協定に係る業務に従事した者が、それらの業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、横浜市震災対策条例第36条第2項の規定に基づき、賠償するものとする。

(Yナース登録の推進)

第8条 乙は、災害発生時に医療救護隊の看護師として活動するYナースへの積極的な登録を推進することとする。

(協定実施の円滑化)

第9条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する会議、訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、積極的に参加するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

附則

1 この協定の施行の日をもって、災害時医療体制の充実強化に向けた協働に関する横浜市と横浜市訪問看護連絡協議会との覚書（平成26年8月27日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記入押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月20日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市  
横浜市長 林 文子

乙 横浜市鶴見区鶴見中央5-2-11 アバンサーダ鶴見101  
横浜在宅看護協議会  
会長 栗原 美穂子